

第3回宮古市農業委員会  
総会議事録

宮古市農業委員会

### 第3回宮古市農業委員会総会議事録

令和6年7月25日、第3回総会は市役所2-2会議室に招集された。

1. 開会日時 令和6年7月25日(木)午後1時30分
2. 閉会日時 令和6年7月25日(木)午後2時33分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 7名)

2番 田代 寛子 委員	3番 福士 永輝 委員	5番 中野 正隆 委員
6番 竹野 牧子 委員	8番 坂本 久子 委員	9番 山崎 安人 委員
10番 阿部 剛夫 委員		

4. 欠席委員は次のとおりである。(欠席委員 3名)

1番 去石 徹 委員	4番 飛澤 教男 委員	7番 畠山 一伸 委員
------------	-------------	-------------

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 荒川 東永  
次 長 小野寺 泉  
農地利用最適化事務専門員 山桑 成美

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について
- 報告第3号 畑地化促進事業の要件確認に係る意見について
- 日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- 議案第2号 農地法の適用外証明願いについて
- 議案第3号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて
- 議案第4号 宮古農業振興地域農用地利用計画の変更について

— 午後1時30分 開会 —

議長  
(阿部剛夫会長)

定刻となりました。  
本日は、1番去石委員、4番飛澤委員、7番畠山委員から欠席の連絡がありました。  
現在、委員10名中7名の出席です。  
宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第3回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

議長

次に、「宮古市農業委員会憲章3番」を朗読いたします。  
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(宮古市農業委員会憲章3番朗読)

議長

ありがとうございます。  
それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。  
お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には5番中野委員と6番竹野委員を、書記には事務局の小野寺次長を指名いたします。

議長  
(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。  
小野寺次長。

小野寺次長

議案書の1ページをお開き願います。  
(議案書の報告第1号を朗読)  
今回は10件の届出を受理しております。すべて相続による所有権移転で、農業委員会によるあっせんの希望が1件ございました。  
それでは届出合計を読み上げて報告といたしますので、4ページをお開き願います。  
(議案書を朗読して報告)

議長

報告が終わりました。  
報告ではございますが、皆さんから質問がありましたらお受けいたします。  
なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。  
どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長  
(報告第2号)

次に、報告第2号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」を事務局より報告願います。

小野寺次長。

小野寺次長

議案書の5ページをご覧ください。

(議案書の報告第2号を朗読)

宮古市内に農地を所有する、または貸借による権利を有する農地所有適格法人から法に基づき報告書の提出があり、要件を満たしていることを確認しましたので記載のとおり報告いたします。

議 長

報告が終わりました。

報告ではございますが、皆さんから質問がありましたらお受けいたします。どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長  
(報告第3号)

次に、報告第3号「畑地化促進事業の要件確認に係る意見について」を事務局より報告願います。

荒川事務局長。

荒川事務局長

議案書の6ページをお開き願います。

(議案書の報告第3号を朗読)

資料のナンバー1をご覧くださいと思います。

この件に関しましては、令和6年6月18日付で宮古地方農業再生協議会会長から畑地化促進事業の要件確認に係る意見照会があったものでございます。

畑地化促進事業は、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援を行うとともに畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象として関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担に要する費用を支援する事業でございます。

意見を回答するにあたりまして、地区担当委員に意見照会をいたしました。

意見を聴取した結果、意見なし及び畑地化に合意する旨の回答でございましたことから、令和6年6月28日付農委第39号により宮古地方農業再生協議会会長に対しまして意見を回答したところでございます。

回答内容につきましては、資料ナンバー1の2枚目、畑地化促進事業の要件確認に係る意見書回答書をご覧ください。1番、対象者への意見畑地化の合意については、11人の対象者に対する意見はなし、畑地化に対しては合意。2番、その他意見につきましては、意見無しでございます。

なお、意見を聴取した農地利用最適化推進委員でございますが、ナンバー1、2、3の対象者につきましては崎尾委員、ナンバー4の対象者につきましては後藤委員、ナンバー5の対象者につきましては伊東委員、ナンバー6の対象者につきましては戸花委員、ナンバー7の対象者につきましては内館委員、ナンバー8、9の対象者につきましては野尻委員、ナンバー10の対象者につきましては澤田委員、ナンバー11の対象者につきましては中村委員でございます。

なお、参考資料といたしまして、畑地化促進支援事業にかかる交付申請予定農地一覧を添付しておりますので後程ご確認いただきますようお願いいたします。

報告につきましては以上でございます。

議長	報告が終わりました。 報告ではございますが、皆さんから質問がありましたらお受けいたします。 田代委員。
2番田代委員	2番田代です。この農業者名と借主の方は、ちゃんと農業委員会を通しての貸借借をやっているんですか。書類を交わしてるものなんですか。交わさなくても申請はできるんですか。
議長	この畑地化というのは、例えば、水田を使って大豆とか、飼料作物を今まで作っていたと。それで産地交付金っていう奨励金をもらっているわけ。それを前もって大豆だと3万5千円、それを畑地化することによって14万とか、もう1回もらうと。但し5年間の少しずつ、例えば2万円ずつ5年間は出るけれども、あとそれ以上は出ないと。補助金は出ませんよと、そういう制度なんです。それで、貸借借とは限らないわけなんです。自分が畑地化にするという。今、産地交付金というのは、たとえば私の土地であっても、例えば職務代理が借りて私の土地を耕作してくれると。耕作した方に産地交付金として出るわけなんです。ですから、農業委員会として貸借借もあり得るし、それから個人で自分で作付けしているのもあり得るということ。よろしいですか。
議長	福士委員。
3番福士委員	3番福士です。今も会長がしゃべってましたが、これは期間は5年なんですか。期間はないんですか。
議長	1回限りです。畑地化にすれば補助金をもらっても1回限り。但し、5年間は営農しなければならない。 荒川事務局長。
荒川事務局長	私の方からも。農林課の方から入手した資料によりますと、畑地化した初年度は10アールあたり14万円。それから畑地化後の5年間は10アールあたり2万円と。このような支援が受けられるということでございます。
議長	今、局長が言ったように6年目はもう補助金はありませんよという解釈です。それから、畑地化をしないで、制度がある限りは産地交付金、例えば大豆を作った場合は、3万5千円はずっと続いていくわけです。6年以降も続いていく、制度がなくなれば終わりですけども。正直なところ、先取りみたいな感じですね。その代わり、もう水田としては認めないよと。但し、条件は、5年間は必ず補助金は14万もらってあれば、5年は営農は続けなければならないという要件があります。途中で、3年目でやめた場合は、補助金は返還していただくと。14万円は返還していただくこととなりますので。そういう制度なようです。 竹野委員。
6番竹野委員	6番竹野です。先ほど田代委員が質問したことについてなんですけども、この■■■さんの場合は地名地番のところの後ろに括弧で■■■さんって書いてるんですけども、その人の土地で■■■さんがブロッコリーを作ってるっ

という意味の名前なのでしょうか。それで、こういう人たちと■■■さんは賃貸借の農業委員会を通して契約が成立してるのか、っていう質問だったのになって聞いておりましたが。どうなのでしょう。

議長

田代委員。

2番田代委員

2番田代です。まあ、その通りなんですけども、■■■さんはちゃんとそれはやってるのは知ってたんですけども、■■■さんはやってないな、みたいな感じでしたけど、■■■もやってないんですけど。ですので、ちゃんとやらなければこういう表にならないのかな、って思った質問だったんです。

議長

小野寺次長。

小野寺次長

市農林課の畑地化事業の担当者に制度について確認しましたところ、農業委員会を通して貸借手続きをしているかどうかは確認していないそうです。要綱にも貸借手続きの有無について特に記載がないことから、その点を交付要件にしていないとのことでした。

議長

今のはですね、借地権でという場合と個人的にやってる場合があるわけです。それで、それは飽くまでもどちらでも今の畑地化は認めるということですよ。わかりましたか。よろしいですか。

福士委員。

3番福士委員

3番福士です。この土地の現況は田んぼなんですけども、作ってるんですか。作ってないんですか。要するに耕作していない土地を畑地化するのか、所有者が何か作っていた場合、問題はないのでしょうかということですよ。

議長

荒川事務局長。

荒川事務局長

お答えいたします。対象となる農地なんですけれど、令和5年度に主食用米、水田活用直接支払交付金の交付対象となった作物が作付けられた農地を、令和6年度に畑地化して交付対象水田から除外する取り組みとなっているので、それこそ使っていたところを畑地化するというのが条件でございます。

議長

今、荒川事務局長から話があったように、一つの要件は産地化交付金または畑地化する場合は、販売証明書がなければ要件があるんです。例えば、お米であれば農産物検査員検査を受けなければならない。但し、受けていなくてもどこかに売った場合は証明をもらう。大豆であっても米であっても。それから主要作物は、自分で自給する場合はきちんとした手続きを踏んで、例えば引き渡しとか、自分から自分でやるんですけども、そういうのもあるんです。主要作物。これは特殊な例なんですけども、主要作物は。今、この名簿の中にも主要作物があるんですけども、実際販売しなくても自分で買ったという、自分で作って買ったという証明ができるんです。そういう用紙があるんです。それに書いてすれば交付金として認めるという制度になっています。よろしいですか。

議 長	荒川事務局長。
荒川事務局長	この畑地化の事業の中身に入り込んでいくと、なかなかこの場では説明しきれないので個別に後で農林課の方に聞いてみたいと思いますが、今、福士委員の方から言われたことだけ最後にお答えしますと、畑地化促進事業の対象農地、今回申請する場合ですね、水田活用直接支払交付金の対象水田から除外され、水田活用直接支払交付金の交付は受けられなくなります、と書いてあります。1回これを畑地化すれば、もう水田の方の支援は受けられなくなります、ということでございます。
議 長	今、事務局長が言ったのは、水田活用というのは、私が言ってる産地交付金と同じです。よろしいですか。
議 長 (議案第1号)	次に、日程第3、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。 付議番号1番について、事務局より説明願います。 荒川事務局長。
荒川事務局長	議案書の7ページをお開き願います。 (議案書の議案第1号を朗読) それでは、付議番号1番についてご説明いたします。所在図は1ページ、資料のナンバー2をご参照願います。 (議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明) 次に、資料ナンバー2をご覧願います。 現地調査につきましては、7月18日に阿部会長、月当番委員の田代委員、地区担当推進委員の伊藤正委員と事務局の私で行っております。 1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)の農地の種類は、第2種農地に該当します。農用地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。(2)から(4)までは、転用許可基準からみて、いずれも適当又は確実に認められるものでございます。(5)から(7)までは、該当はございません。(8)も該当はございません。 続いて、2の他法令関連事項欄でございます。(1)は、該当ございません。(2)の都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)の農振地域整備計画との関連は、振興地域内でございますが、農用地区域外でございます。(4)の他法令による許認可との関連は、該当ございません。 以上の調査結果は、転用許可基準を満たしており、3の調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の伊藤委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議 長	次に、月当番の2番田代委員に発言を許します。 田代委員。

2番田代委員 2番田代です。  
事務局の説明のとおり問題ないと判断いたします。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。  
これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。  
福士委員。

3番福士委員 3番福士です。この件で特にということではないんですが、昔、私が覚えていたのは駐車場が面積に対して割当てがあったような気がしたんですが、今は何台でも置けるんですか。

議 長 荒川事務局長。

荒川事務局長 駐車場の台数とか広さについては、各個人の世帯の状況にもよるものでございますので、必要以上に広い駐車場の用地の確保は問題があるかと思ひますけど、3台程度であれば現在のところ問題ないのではないかと思ひれます。何平米までという規定はございません。

議 長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質問、意見ないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

議 長 以上で、議案第1号の審議が終了いたしました。  
これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成です。  
よって、議案第1号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

議 長 (議案第2号) 次に、議案第2号「農地法の適用外証明願ひについて」を議題といたします。  
付議番号1番について、事務局より説明願ひします。  
荒川事務局長。

荒川事務局長 議案書の8ページをお開き願ひします。  
(議案書の議案第2号を朗読)  
付議番号1番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナンバー3の1をご用意願ひします。

(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー3の1をご覧ください。

現地調査は、7月18日に阿部会長、月当番の田代委員、地区担当推進委員の伊藤一彦委員、事務局の私で行っております。

1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。

2の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。

3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の伊藤委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長

次に、月当番の2番田代委員に発言を許します。  
田代委員。

2番田代委員

2番田代です。  
事務局の説明のとおり問題ないと判断いたします。よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。  
これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質問、意見ないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

議長

次に、付議番号2番について事務局より説明願います。  
荒川事務局長。

荒川事務局長

再び議案書の8ページをご覧ください。  
付議番号2番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナンバー3の2をご用意願います。

(議案第2号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

続いて、資料のナンバー3の2をご覧ください。

現地調査は、7月18日に阿部会長、月当番の田代委員、地区担当推進委員の澤田委員、事務局の私で行っております。

1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。

2の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。

3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、

	申請内容は相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の澤田委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議 長	次に、月当番の2番田代委員に発言を許します。 田代委員。
2番田代委員	2番田代です。 事務局の説明のとおり問題ないと判断いたします。よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。  (「なし」の声あり)
議 長	質問、意見ないようですので、付議番号2番の審議を終わります。
議 長	以上で、議案第2号の審議が終了いたしました。 これより、議案第2号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。 お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  (全員挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
議 長 (議案第3号)	次に、議案第3号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。 小野寺次長。
小野寺次長	議案書の9ページをご覧ください。 (議案第3号付議番号1番から2番を議案書の朗読により説明)
議 長	説明が終わりました。 これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見はございませんか。  (「なし」の声あり)
議 長	質問、意見がないようですので、これで議案第3号の審議を終了いたします。

議長	<p>これより、議案第3号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長 (議案第4号)	<p>次に、議案第4号「宮古農業振興地域農用地利用計画の変更について」を議題といたします。</p> <p>付議番号1番について、事務局より説明願います。</p> <p>荒川事務局長。</p>
荒川事務局長	<p>議案書の10ページをお開き願います。</p> <p>(議案書の議案第4号を朗読)</p> <p>付議番号1番についてご説明いたします。所在図は4ページでございます。</p> <p>(議案第4号付議番号1番を議案書の朗読により説明)</p> <p>資料のナンバー4の1をご覧願います。</p> <p>現地確認は、7月18日に阿部会長、月当番委員の田代委員、地区担当推進委員の野尻委員と事務局の私で行っております。</p> <p>周辺農地の利用に支障がないことから、事務局の原案としては、計画変更については意見はないが「安全対策を十分に行うこと」を付帯意見としようとするものでございます。</p> <p>以上で付議番号1番の説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、月当番の2番田代委員に発言を許します。</p> <p>田代委員。</p>
2番田代委員	<p>2番田代です。</p> <p>今、斜線が引いてあるところの上と下に作付けてまして、電柵張ってあってすぐ田んぼにできる状況だったんですけども、そこで、これはちょっとみたいなことが気になりまして、そこで皆さんの意見を聞きたいです。</p>
議長	荒川事務局長。
荒川事務局長	<p>田代委員の今現地確認してきたのを受けての意見ということで、確かに私も事務局員として現地確認に行ったんですけど、この申出のとおり■■■さんが、高齢と健康上の理由から規模を縮小したいというのが今回の申請の理由にもなっているので、確かにまだ作り続けて入るんですけど、この斜線を引いたところはもう作らないというのが今回の申請でございます。</p>
議長	坂本委員。

8番坂本委員 8番坂本です。■■■さんはこの間怪我をしまして、それで高齢であるって  
 いうことで規模縮小ってということみたいです。次の案件の方は、地元にい  
 ないですね。■■■さん自体が。実家の方にいますので。それで、この田  
 んぼは谷津田っていか水が湧くところで、いつか■■■さんが豆を植えた  
 みたいなんですけど、それも育たなかったみたいです。そこはもう無理だっ  
 たんです。

議 長 田代委員。

2番田代委員 2番田代です。じゃあ、その湿地帯に木を置いて乾燥させるというそのこと  
 は。

議 長 坂本委員。

8番坂本委員 8番坂本です。多分、■■■の方に乾燥するための道路みたいなのを作ると  
 私は聞いているんですけど。直接そこからこう行ってとういうような形。そ  
 こはまた使うんでしょうけど。1回現場事務所になったんですけど、復興道路  
 の。そこで貸してて、また現況に戻された田なんですけど。次の案件です  
 けど。そういうことです。

議 長 中野委員。

5番中野委員 5番中野です。今のお話を聞くと現場を見てた事務局はじめその方々はきち  
 っと、これが出てきたということは、それこそ話し合っ、それでいいとい  
 うことで出てきたと思うんで、ここで見た方がああだ、こうだ、ってなると  
 おかしくなるんで。こういうことは前にも1回あったので、これはきちっと事  
 務局が、この会議に出るということは、そこで行った人たちが推進委員含め、  
 それでいいですよって出すわけだから、ここで皆さんから分からないよう  
 な話をされると、こっちはもっと分からなくなるんで。その辺をもう一度は  
 きりと説明していただきたいと思います。話がこっちとあっちと、何が何だ  
 かちょっと分からないんで分かるように。

議 長 貴重なご意見大変ありがとうございました。  
 私からも現地確認をした立場からご説明をしたいと思います。■■■さん  
 は今、田んぼを3枚だけ作っています。それで、まあ■■■さんから申請が出  
 てるんですけども、■■■の跡地に■■■があるわけなんですけども、約3分  
 の1強かな、別な■■■さんの、■■■さんの土地なそうです。そして、残  
 った■■■は■■■さんが■■■からもう買い取ったという内容なそう  
 です。そして、その■■■さんの分は賃貸借でやると。それから今の■■■さ  
 さんは、そこもまあ賃貸借になるんでしょうけども、道路を作るか物を置くか、  
 のような現況なそうです。次の付議番号2番に出てきますけども、あの一帯を  
 ■■■さんの分も同じ材木の置場にしたいということで、あの一帯を■■■  
 の材木置き場と乾燥場という構想なそうです。ですから、お二人の先ほどの、  
 田代委員が最初は戸惑ったと思うんですけども、この点は我々も気を付ける  
 し、事務局のほうからも少し気を付けたいと思いますんで、どうぞよろしく  
 お願いいたします。

議 長	その他ございませんか。 福士委員。
3番福士委員	3番の福士です。ここの計画の変更で議決をして出せば、次に転用の時に駄目ということはありませんと解釈してありますが、それでよろしいでしょうか。
議 長	荒川事務局長。
荒川事務局長	福士委員がおっしゃるとおり、一連の事務でございますので、こちらで宮古市長に対して意見がないということを出しますれば、基本的には転用も許可の方向で検討するべきだとは思いますが、ただ、別の申請ですのでそれぞれ審議しなければならないものでございます。
議 長	そのほかございませんか。  (「なし」の声あり)
議 長	質問、意見ないようですので、付議番号1番の審議を終わります。
議 長	次に、付議番号2番について事務局より説明願います。 荒川事務局長。
荒川事務局長	次に付議番号2番をご説明いたします。こちらは先ほど説明しました付議番号1番と一体となっております申請でございます。 (議案第4号付議番号2番を議案書の朗読により説明) 現地確認は、7月18日に阿部会長、月当番委員の田代委員、地区担当推進委員の野尻委員と事務局の私で行っております。 周辺農地の利用に支障がないことから、事務局の原案としては、計画変更については意見はないが、「安全対策を十分に行うこと」を付帯意見とするものでございます。 以上で付議番号2番の説明を終わります。
議 長	次に、月当番の2番田代委員に発言を許します。 田代委員。
2番田代委員	2番田代です。 事務局の説明のとおり問題ないと判断いたします。よろしく申し上げます。
議 長	説明が終わりました。 これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。  (「なし」の声あり)

議 長	質問、意見ないので、付議番号2番の審議を終わります。
議 長	次に、付議番号3番について事務局より説明願います。 荒川事務局長。
荒川事務局長	議案書の11ページをご覧ください。 次に付議番号3番をご説明いたします。所在図は5ページでございます。 (議案第4号付議番号3番を議案書の朗読により説明) 現地確認は、7月18日に阿部会長、月当番委員の田代委員、地区担当推進委員の伊東美智子委員と事務局の私で行っております。 周辺農地の利用に支障がないことから、事務局の原案としては、計画変更については意見はないとするものでございます。 以上で付議番号3番の説明を終わります。
議 長	次に、月当番の2番田代委員に発言を許します。 田代委員。
2番田代委員	2番田代です。 事務局の説明のとおり問題ないと判断いたします。よろしく願います。
議 長	説明が終わりました。 これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。  (「なし」の声あり)
議 長	質問、意見がないようですので、付議番号3番の審議を終わります。
議 長	以上で、議案第4号の審議が終了いたしました。 これより、議案第4号「宮古農業振興地域農用地利用計画の変更について」を採決いたします。 お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  (全員挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。 これをもちまして、第3回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。 ありがとうございました。

— 午後2時33分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 阿部 剛夫

署名委員 中野 正隆

署名委員 竹野 牧子